

令和 5 年 5 月 28 日現在

機関番号：34311

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22069

研究課題名（和文）遺留分の事前放棄の自由

研究課題名（英文）Freedom of prior renunciation of legally reserved portion

研究代表者

竹治 ふみ香（Takeji, Fumika）

同志社女子大学・現代社会学部・助教

研究者番号：10876212

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：ドイツにおいて、近年では、放棄者が放棄契約を締結することを自律的に判断できない場合があることを問題視し、放棄契約の裁判所による内容規制を主張する見解が現れてきた。ドイツ法の議論状況を踏まえると、放棄契約については、代償の経済的価値の不足が直ちに反良俗性の決定的な要素となるものではない点が強調されている。この議論は、終局的には、私的自治の保障のため、真に決定の自由を確保するとはどのような意味なのか、その検討に行きつく。これが侵害されているといえるのはどのような場合であるか、一律の基準を見出すことは難しいが、ドイツにおける裁判例が示した考慮要素が参考になる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成30年の相続法改正により遺留分減殺請求権は金銭債権化されたことに伴い、遺留分を相続開始前に放棄するという手段への関心も高まりうる。わが国において遺留分の事前放棄をするには家庭裁判所の許可が必要とされるが、その許可基準が問題となる。ドイツ法の議論状況を踏まえると、放棄契約については、代償の経済的価値の不足が直ちに反良俗性の決定的な要素となるものではない点が強調されている。この議論は、終局的には、私的自治の保障のため、真に決定の自由を確保するとはどのような意味なのか、その検討に行きつくものであり、この点に関わるドイツの裁判例等は、示唆を与え得るものである。

研究成果の概要（英文）：In Germany, a view has emerged in recent years that courts must regulate the content of the contract for the waiver of the legally reserved portion. This view is based on the problem that the renouncer may not be able to autonomously decide to enter into a contract for the renunciation of the legally reserved portion. According to the German argument, the ultimate question that needs to be examined is what it means to truly ensure freedom of decision in order to guarantee private autonomy. It is difficult to find a uniform standard as to when freedom of decision-making is truly infringed. However, judicial precedents in Germany are instructive.

研究分野：民法

キーワード：遺留分 相続 ドイツ 決定の自由 放棄

1. 研究開始当初の背景

わが国においては、従来、判例によると、遺留分減殺請求権の行使により生ずるのは物権的效果であるとされてきたが、平成 30 年の相続法改正により、遺留分減殺請求権は金銭債権化された。これにより、遺留分の主張によって取り戻されるべき対象は、遺贈や贈与などの目的物自体ではなく金銭となり、より遺留分が主張されやすくなりうる。このような状況のもと、被相続人やその家族としては、遺留分を事前に放棄し（民法 1049 条）相続が開始しても遺留分侵害額請求権自体を遺留分権利者に帰属させないという手段をとることへの関心が高まるであろう。そうすると、遺留分権利者による遺留分の事前放棄の決定が他者の圧力なく適切に決定されるよう、より慎重に見守る必要性が増す。わが国において遺留分の事前放棄をするには家庭裁判所の許可が必要とされるが、ここではその許可基準が問題となる。

以上のことから、事前放棄をする自由に関して、遺留分を放棄するという決定が、例えば他者からの圧力なく、正当になされる状況をいかに確保すべきか（事前放棄の適切な決定）が問題になる。そこで、本研究では、わが国において遺留分を相続開始前に放棄する自由をいかに保障すべきかを研究することを目指した。

この点、ドイツ法には、わが国の遺留分の事前放棄に対応する制度として、「遺留分放棄契約（Pflichtteilsverzicht, BGB2346 条 2 項）」がある。この制度は長い歴史を有する一方で、近時は、放棄契約が正当なものでない場合に良俗違反（BGB138 条 1 項）などを根拠に裁判所が放棄契約の効力を否定する「内容コントロール」や、改正により放棄契約制度を修正する提案について、議論がある。そこで、先の問いに対する示唆を得るため、ドイツにおける放棄契約制度に関する議論についての研究が有効であると考えた。

これまで自らの研究で検討対象としてきたのは、遺留分権利者が遺留分を主張しないという決定を自律的かつ正当に決定できていることを前提に、第三者の利益との関係で、その決定がどのように制限されるかという問題であり、その意味での「決定の自由」であった。この研究の過程で、わが国における遺留分の事前放棄に関して、上記の課題があること、ドイツ法の遺留分放棄契約制度は長い歴史を有する一方で、遺留分を放棄する意思決定が適切に行われることの保障という場面での「決定の自由」も問題になっており、わが国における課題の解決策の検討にあたり示唆に富みうる議論状況にあることが明らかになった。以上のことから、本研究計画の着想に至った。

2. 研究の目的

近時ドイツにおいては、遺留分放棄契約が正当であること、放棄者の放棄の意思決定の自由が妨害されず正当に決定されることを保障するために、より慎重な制度にするべきであるとの立法についての提案がなされており、また、近時、放棄契約の反良俗性が争われた下級審裁判例が現れている一方、撤回を認めることで私的自治を制限し、制度の利用が阻まれるおそれがあること、相続放棄や遺産分割など相続財産を取得しない他の手段でも同様の問題が生じることなどから、提案への批判も存在する。

本研究の目的は、ドイツの遺留分放棄契約制度の研究や、放棄契約の適切な決定に関わるこうした議論の分析を行うことで、わが国における遺留分の事前放棄のあり方について示唆を得ることである。

3. 研究の方法

本研究は、ドイツ法を比較対象とする。ドイツ法には、わが国の遺留分の事前放棄に対応する制度として、「相続放棄契約（Erbverzicht）」および「遺留分放棄契約（Pflichtteilsverzicht）」がある。この制度は長い歴史を有する一方で、近時、特別な「内容規制（Inhaltskontrolle）」を課すべきであるかが議論され、またこういった内容規制を超えて、放棄者の意思決定を保障するために慎重な制度に改めるべきであるとの立法論も展開されている。この点に関しては、放棄契約の反良俗性が争われた下級審裁判例が現れていることから、議論がさらに活発になっている。こうしたドイツの近年の状況を分析することで、日本における遺留分の事前放棄制度のあり方を検討するための一助とするものである。

4. 研究成果

ドイツにおいては、相続開始前に被相続人との契約で法定相続権を放棄することができ、これにより、遺留分も放棄したことになる（BGB2346 条 1 項）。また、これとは別に、遺留分のみを

放棄することもできる（同条2項）。放棄契約は、一方では被相続人と、他方では法定相続人または遺留分権利者との間で締結される。家庭裁判所の許可は必要なく、公証人による公証によってなされる（BGB2348条）。

放棄契約をするにあたり、放棄者の決定の自由を保障するために放棄契約の内容を制限すべきかが議論される場合、原因行為たる放棄契約の良俗違反による無効（BGB138条1項）が重要な論点となる。BGB138条1項は、「善良な風俗に反する法律行為は、無効とする。」と定めている。一般的な原則によれば、契約は、それが「公正かつ正当に考えるすべての人の礼節感情（Anstandsgefühl aller billig und gerecht Denkenden）」に反するとき、良俗違反と評価される。その際、契約の内容とその全体的な性格が考慮される。支配的見解によると、その性格の評価にあたっては、法律行為の内容（Inhalt）、動機（Beweggrund）、目的（Zweck）、そのような行動をするに至った外的な状況が重要な考慮要素となる。

ところで、ドイツにおいては、古くから婚姻財産契約（Ehevertrag）の裁判所による内容規制（Inhaltskontrolle）に関する議論がなされており、判例も内容規制の必要性を承認してきた。婚姻当事者は婚姻財産契約によって自由に財産関係を定めることができるのが基本であるが、その契約の自由が制限されるべき場合があるかが問題となってきたところ、この婚姻財産契約に関する内容規制の議論を遺留分放棄契約にも転用するべきか、争いがある。婚姻財産契約の規制と同様、放棄契約についても、放棄者の自己決定権を守るため、その内容について裁判所が規制すべきであろうかという点について、学説では、遺留分放棄契約においても婚姻財産契約と同様、家族内において交渉力の格差があり、合理的判断が難しいという特徴が認められることから、内容規制をすべきであるとして、婚姻財産契約で展開されてきた中核領域理論の枠組みを遺留分放棄契約に転用することを主張する見解や（Anne Röthel, Verzicht auf den Kindespflichtteil: Plädoyer für mehr Wachsamkeit, NJW 2012, 337）個別の事案において遺留分が果たす役割により、裁判所による内容規制が考慮されるべき場合があるという見解（Thomas Wachter, Inhaltskontrolle von Pflichtteilsverzichtungsverträgen?, ZErB 2004, 306; Anatol Dutta, Grenzen der Vertragsfreiheit im Pflichtteilsrecht, AcP 2009, 760など）など、一定の場合には放棄契約が規制されるべきであるとして婚姻財産契約における内容規制の議論（中核領域理論）を意識するものがある。もっとも、そうした主張は、放棄契約と婚姻財産契約では法律上前提とされる状況が根本的に異なるなどとして、批判を受けることも多い。

このような議論は、遺留分放棄契約の反良俗性について判断する近時の裁判例の出現をきっかけに、再度活発化してきた。そのうちのひとつ、八木上級地方裁判所2016年11月8日判決（NJW 2017, 576）では、法律行為の内容、動機、目的の総合的な評価から反良俗性が生じること、主観的には反良俗性を導きうる事情を知っていれば十分であることを述べ、BGB138条1項により放棄契約が無効となる判断基準を示し、そのうえで、内容について良俗違反であることの根拠を指摘した。もっとも、本判決における個別の事案に応じた全体的な評価に基づいて判断が下されているため、原則的な判断基準を抽出することは難しい。

ドイツ法の議論状況を踏まえると、放棄契約については、代償の経済的価値の不足が直ちに反良俗性の決定的な要素となるものではない点が、強調されているように思われる。そこでは、無因行為としての放棄契約自体は、本来対価を予定しておらず、また、放棄契約は将来の遺産の増減が不確かである以上リスクのある行為であるが、立法者はこれを織り込み済みであることが意識されている。この議論は、終局的には、私的自治の保障のため、真に決定の自由を確保するとはどのような意味なのか、その検討に行きつくものといえる。真の意味で決定の自由が侵害されているといえるのはどのような場合であるか、一律の基準を見出すことは難しいが、八木上級地方裁判所判決の考慮要素などが参考になる。わが国において遺留分の事前放棄の許可がいかなる基準で認められるべきかなどを検討するにあたり、その一助になりうる。

なお、ドイツにおいては、わが国と異なり、放棄契約にあたり家庭裁判所の許可は必要なく、公証人による公証がなされるのみである。良俗違反とされるのは例外的なケースに限られるとしても、公証人による公証手続においては丁寧な配慮が必要であることが指摘されており、今後は、公証人が果たす役割を含めた検討を進めたい。

本研究課題に関して、拙稿「ドイツ法における遺留分放棄契約の制限」『現代社会フォーラム』（2023年）19号59-72頁などを公表している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 竹治ふみ香	4. 巻 19
2. 論文標題 ドイツ法における遺留分放棄契約の制限	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代社会フォーラム	6. 最初と最後の頁 59-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹治ふみ香	4. 巻 66(10)
2. 論文標題 真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されている自筆証書遺言の有効性 [最二決令2.3.11 裁時1760号2頁]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 127-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹治ふみ香	4. 巻 67(4)
2. 論文標題 事実上の離婚状態にある配偶者には死亡退職金・遺族給付金の受給権がないとされた事例 [最一判令3・3・25民集75巻3号913頁]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 138-139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹治ふみ香	4. 巻 66(4)
2. 論文標題 性別変更の審判における非婚要件の合憲性 [最二決令2.3.11 LEX/DB文献番号25570771]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 119-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------